

出向者進行原稿

平成29年度 人権・同和問題

小地域懇談会

テーマ

「聞こう、語ろう～意識調査から～」

★参加者用資料①・参加者用資料②(あかるいところ)・アンケートを配布する。

只今より平成29年度 人権同和問題 小地域懇談会を開催します。

①まずはじめに、集落の代表の方よりごあいさつをいただきます。

②出向者より自己紹介を行います。※氏名、所属を言う

【日程】

- 1 開 会(10分)
 - ① 集落代表あいさつ
 - ② 出向者自己紹介
 - ③ 日程説明
 - ④ テーマの経緯説明
 - ⑤ 話し合いのルール説明
- 2 意識調査報告①(10分)
 - ・意識調査(法律・条例の認知度等)(5分)
 - ・部落差別の解消の推進に関する法律(5分)<あかるいこころ第38集の朗読>
- 3 アイスブレイキング(5分)
 - ・意識調査の風習についてのクイズ
- 4 グループ討議(40分)
 - ・自分の理想の結婚相手の条件とは？
- 5 グループ発表(10分)
- 6 意識調査報告②(10分)
 - ・意識調査(結婚について・身元調査等)
- 7 閉会(5分)

③「参加者用資料①」の1ページをご覧ください。それに沿って本日の日程を説明します。

※流れとそれぞれの時間を説明する。

④次に本年度「聞こう、語ろう～意識調査から～」というテーマを行うに至った経緯を説明します。

平成28年度に江府町において「江府町同和問題に関する町民意識調査」を実施しました。

その集計、分析の報告は、同推協の総会で報告をし、現在は、町報においても報告をさせていただいております。しかしより多くの方に知っていただき、学習につなげていけたらという思いからこのテーマといたしました。ただ、今回の小地域懇談会ですべての調査報告は難しく、ごく一部の報告とさせていただきます。ご了承ください。

次に今年度もグループ討議をしていくわけですが、そのための話し合いのルールがありますのでそれを先に説明します。

話し合いのルール

1 参加

- ・意見を自由に出せる雰囲気をつくらう！
- ・人の話を聞いたり、自分の思いを話したりして、みんなとつながろう！
ただし、発言したくないときは、ハッキリと「パス！」という権利があります。

2 尊重

- ・人の話は共感的に、しっかりと聴こう！
- ・意見には反対しても、その人自身には温かい気持ちを持つよう！

3 守秘

- ・話し合いの中で誰が何を言ったかは、外に漏らさないようにしましょう！（プライバシー）

話し合いのルール

1 参加

- ・意見を自由に出せる雰囲気をつくらう！
- ・人の話を聞いたり、自分の思いを話したりして、みんなとつながろう！
ただし、発言したくないときは、ハッキリと「パス！」という権利があります。

2 尊重

- ・人の話は共感的に、しっかりと聴こう！
- ・意見には反対しても、その人自身には温かい気持ちを持つよう！

3 守秘

- ・話し合いの中で誰が何を言ったかは、外に漏らさないようにしましょう！（プライバシー）

グループ討議を行う時は、このルールを守ってより良い討議を行いましょう。
ということでまずは、意識調査の報告から入っていきます。

意識調査報告

①

はじめに、意識調査についての説明からしていきます。

江府町同和問題に関する 町民意識調査について

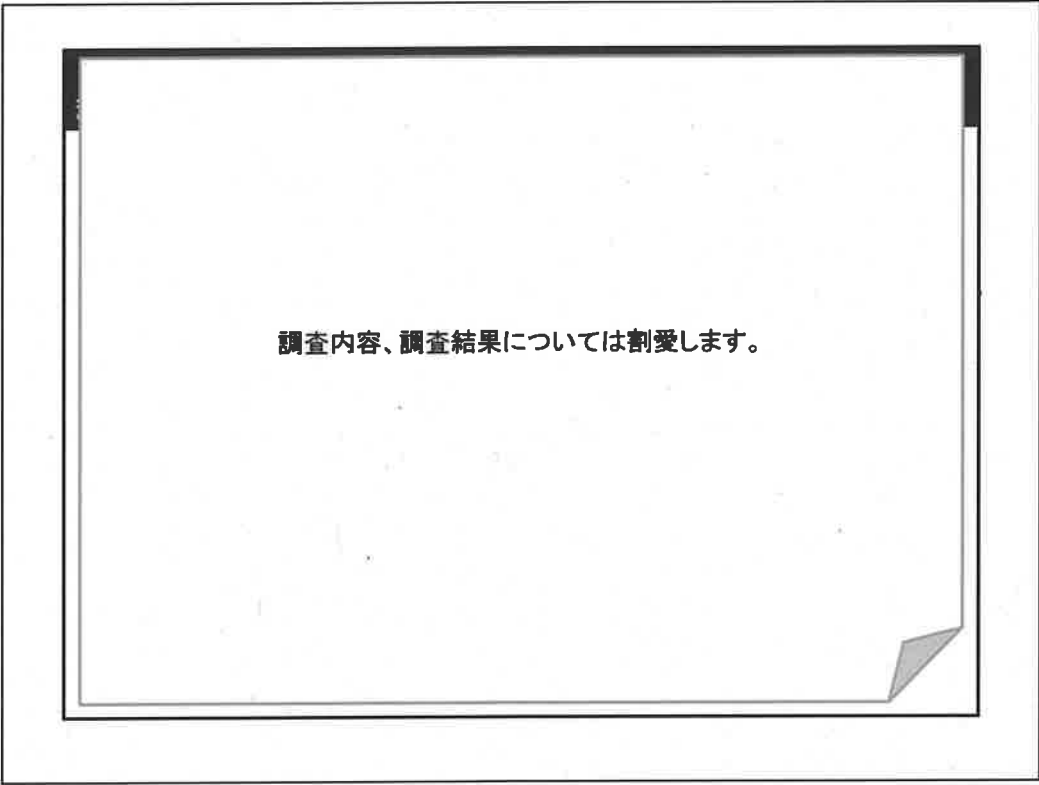
調査対象

- ・町内20歳以上の約3分の1を無作為抽出
(869人)を対象に調査を行った。

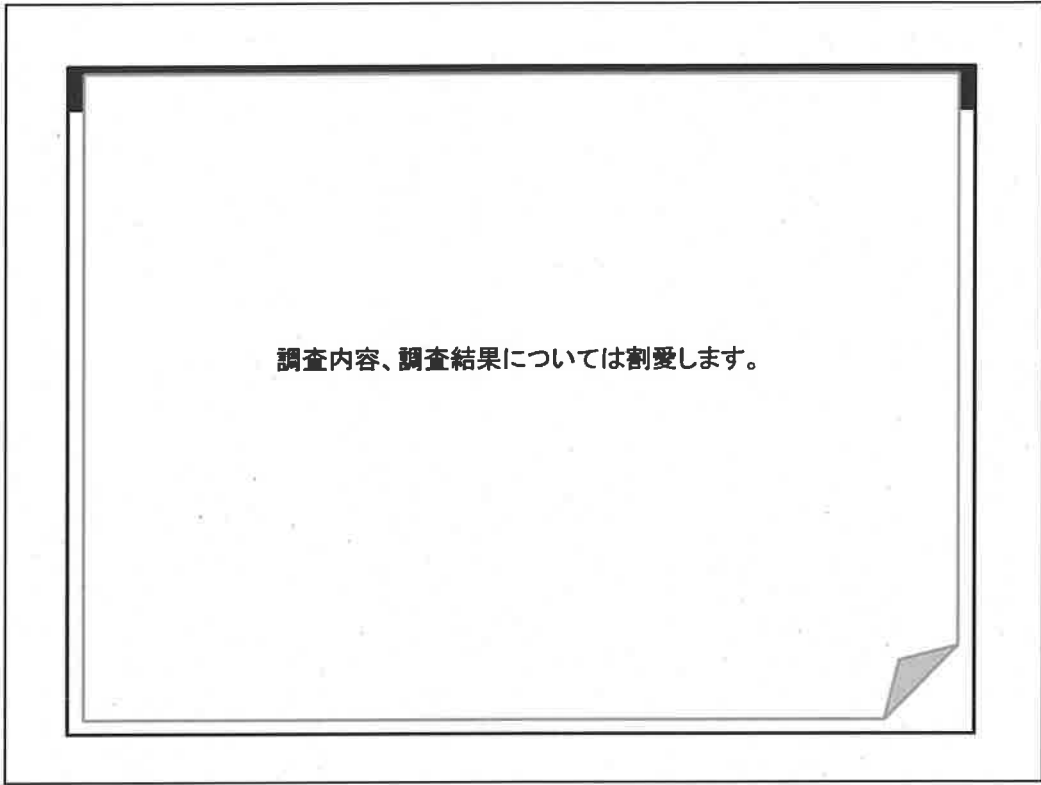
回収状況

- ・有効調査票は666票(回収率76.6%)

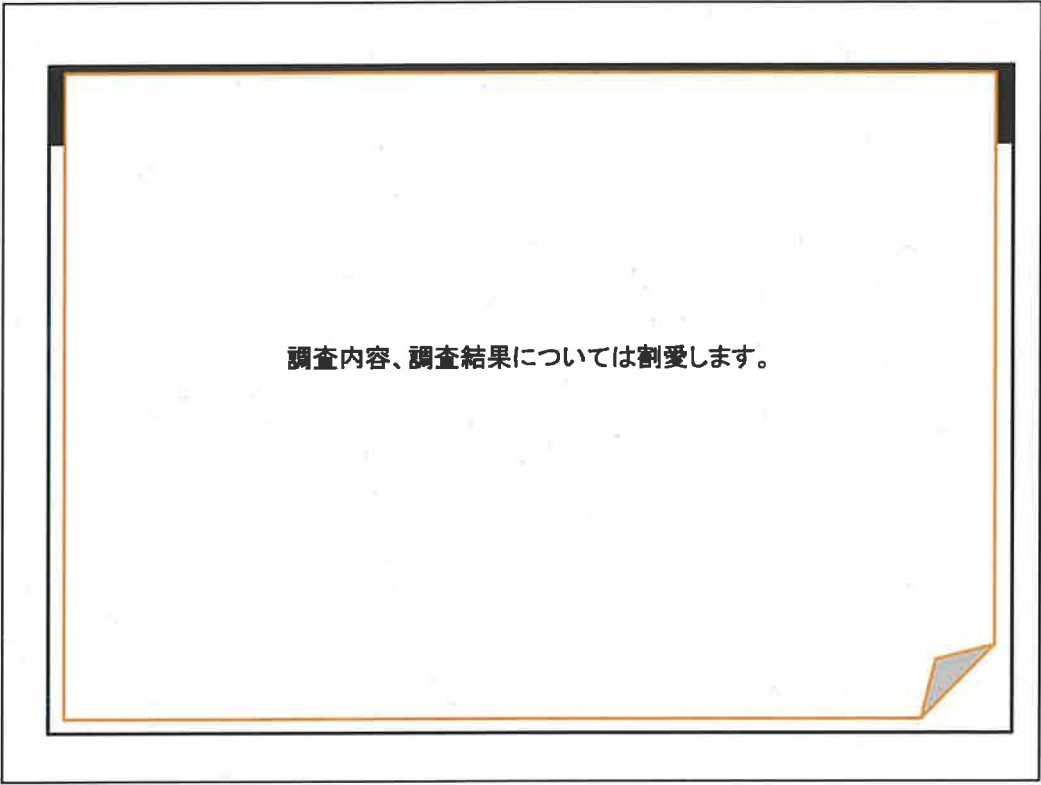
平成28年度12月に「江府町同和問題に関する町民意識調査」を実施しました。
本調査の対象者は、
20歳以上の江府町住民から約3分の1を無作為抽出した869名に調査を行いました。
その後回収した結果、
有効調査票は666票。有効回収率は76.6%となっています。
それでは意識調査の報告を行います。



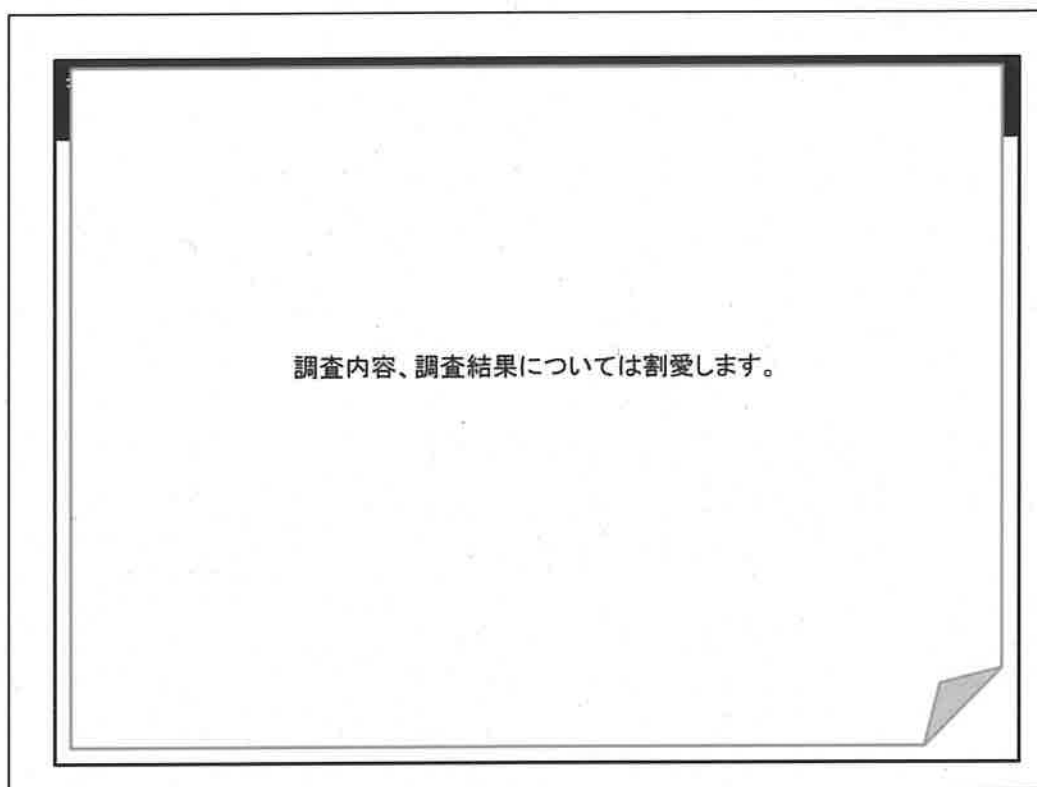
(割愛)



(割愛)



(割愛)



(割愛)

昨年12月に新たな法律が施行(せこう)されました。
これは、国が初めて「部落差別が今なお存在していること」を認めた法律です。
それが「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

目 的	現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進する。
基本理念	部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならない。
国の責務	部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。 1. 相談体制の充実を図る。 2. 教育及び啓発を行う。 3. 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。
地方公共団体の責務	部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。 1. 相談体制の充実 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を努める。 2. 教育及び啓発 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

(資料提供：鳥取県人権局 人権・同和対策課)

先ほどの調査結果からもわかるとおり、法律や条例の認知度は低いということで周知が必要となります。

ということで今回は、参考資料として「部落差別の解消の推進に関する法律」を8ページに掲載していますのでそちらを説明していきます。

ただし、今回説明するのは、第1条の目的と第2条の基本理念についてとなります。その説明については、

本年度作成しました「あかるいこころ第38集」に載せていますのでそちらを読んでいきたいと思えます。

皆さんのお手元には、参加者用資料②の「あかるいこころ」のコピーがあると思えますのでご覧ください。

それでは「あかるいこころ」を読んでいきます。

○あかるいこころ第38集の朗読

-----朗読-----

ということで、今回は第1条、第2条の説明をしました。

その中で第1条の①現在もなお部落差別が存在するという説明の中にもあったとおり、結婚や居住地選びなど人生の節目の時期に部落差別についてのこだわりを持つ人はまだおられるのが現状です。

法の施行(せこう)と意識調査の結果を踏まえてグループ討議を行いたいと思います。

ですがまずは、意識調査からクイズを2問出題しますので答えてみてください。

4 アイスブレイキング

クイズ

【第1問】

結婚式は「大安」の日に行くほうがいいと思う。

の質問で何%の人が「そう思う」と回答したでしょう。

- ①24.5% ②50.4% ③81.2%

(割愛)

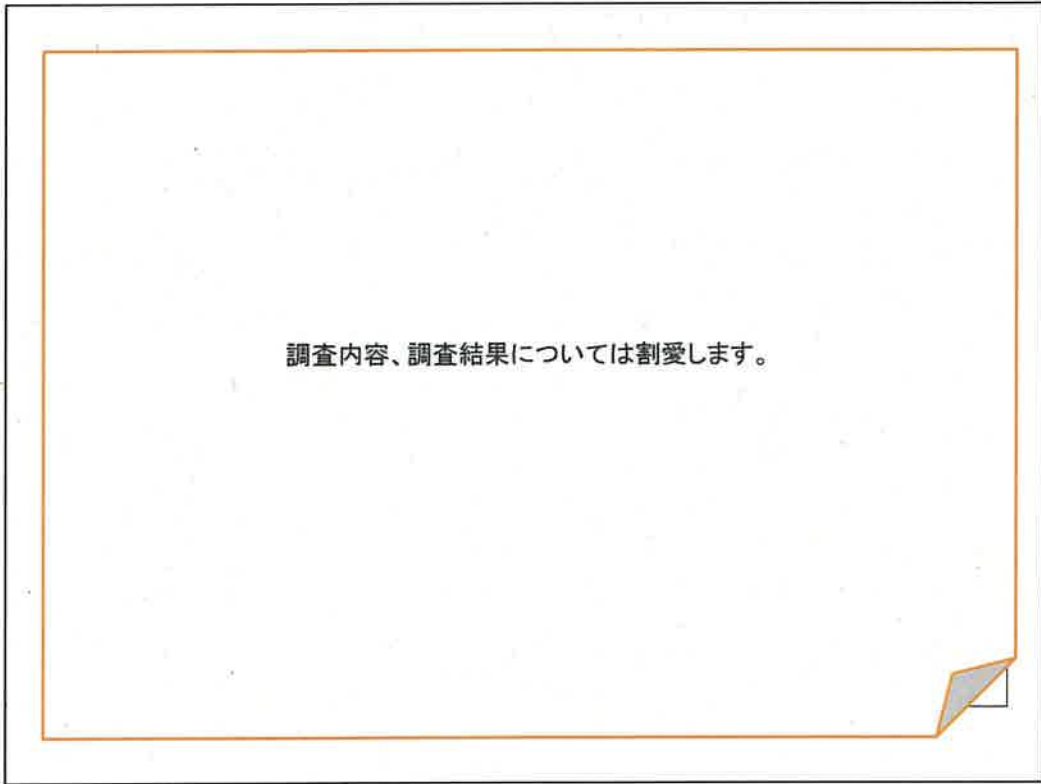
【第2問】

葬式は「友引」をさけて行う方がいいと思う。

の質問で何%の人が「そう思う」と回答したか。

- ①28.2% ②50.6% ③70.8%

(割愛)



(割愛)

これでクイズは終了します。

5 グループ討議

それでは、グループ討議に入っていきますがまずは、グループ分けをしたいと思います。

★グループ分けをする。(大体5～6人を1グループにする。分け方は出向者で決めてください)

★各グループにダイヤモンド・ランキングの模造紙と条件カードとスティックのりを配る。

クイズの前にもお話をしましたが、今回は意識調査や法律の説明の中で出てきた人生の節目である結婚についてグループ討議を行っていきます。

【質問】

あなたが理想とする結婚
相手の条件は？

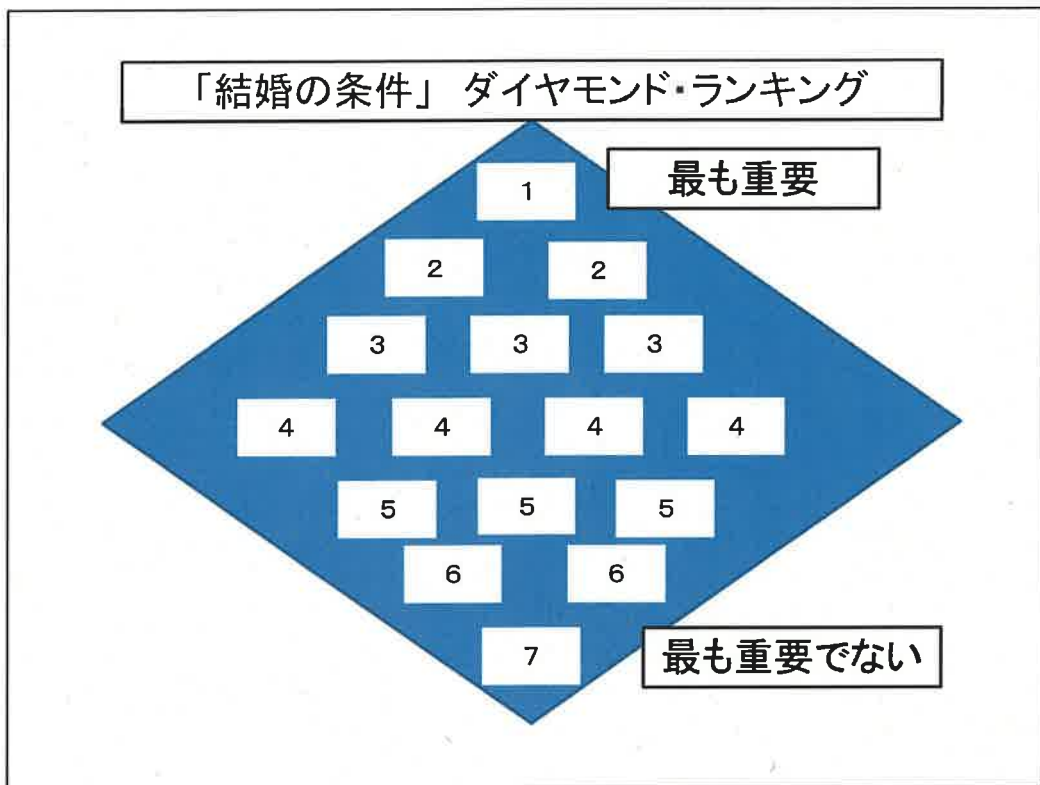
(参加者用資料①の11ページ下段)
まず、質問します。

皆さんが結婚すると仮定して考えてみてください。
あなたが理想とする結婚相手の条件は？

結婚の条件	
見た目	健康
家柄	ルーツ(出自)
趣味が合う	結婚歴
収入	国籍
親との相性	年齢
性格	学歴
親の職業	父母等同居
住んでいる所	職業

ということで今回は、理想の条件として16個の条件をこちらで準備していますので参加者用資料①の12ページをご覧ください。

この16個の条件をグループで話し合っ重要度の高い順にランキングを作ってください。



今回していただくのは、ダイヤモンド・ランキングというランキング方式です。(参加者用資料①の13ページ上段)

各グループに先ほどの条件を書いたカードがあると思います。

そのカードを一枚ずつグループで話し合っどどの順位に置くかを決めてください。決まったらその順位にカードを置いてください。

見本のように

1位は1つ、2位は2つ、3位は3つ

4位は4つ、5位は3つ、6位は2つ

最下位は1つ

という形でカードを置いてください。

なぜその条件を選んだのなど理由があればそれも言ってください。

話し合いは30分となります。

それから注意事項があります。スティックのりを各グループにお渡ししていますが、ランキングがすべて確定した後カードを模造紙にのりで貼りつけてください。

からまず、ランキングがすべて決まってから貼り付けてください。

それでは「あなたが理想とする結婚相手の条件」についてグループでランキングを完成させてください。

※グループ討議の後グループ発表をしていただきますので参加者の中から発表者を決めてください。

※グループ討議の時間配分【説明5分 + 討議30分 + のり付け5分】

※出向者の皆さんは、別紙で結婚の条件の一覧をお渡ししますので各グループで出た意見についてメモを取ってください。(どの条件で、こういった意見が出たのか等。)

6 グループ発表

各グループの発表をしてください。

発表の内容は、1位と7位は何を置いたのかを理由も含めて発表をお願いします。

————発表後————

○人それぞれに「価値観」があり、お互いが話し合いの中で相手のことを知り、自分のことを知ってもらうことができたのではないのでしょうか。

○自分の結婚について考えたとき多くの人が人柄、性格など内面を重要視しているのではないのでしょうか。その反対に家柄や、ルーツ(出自)などの重要度は低い傾向にあります。

※今回の条件にある「ルーツ(出自)」「住んでいる所」などは「同和地区」を想定していました。が、そういう捉え方をされなかった人がおられた場合上位に来る可能性があります。

そのような場合は、『「ルーツ(出自)」「住んでいる所」=「同和地区」と想定した場合自分たちのランキングはどう変わるのかをまた考えてみてください。』ということを伝えてください。

グループ討議では自分の結婚の時を想定して考えていただきました。

では、自分に子どもがいると想定してその子が結婚するときはどうなのかを今回の意識調査で聞いていますので見ていきます。

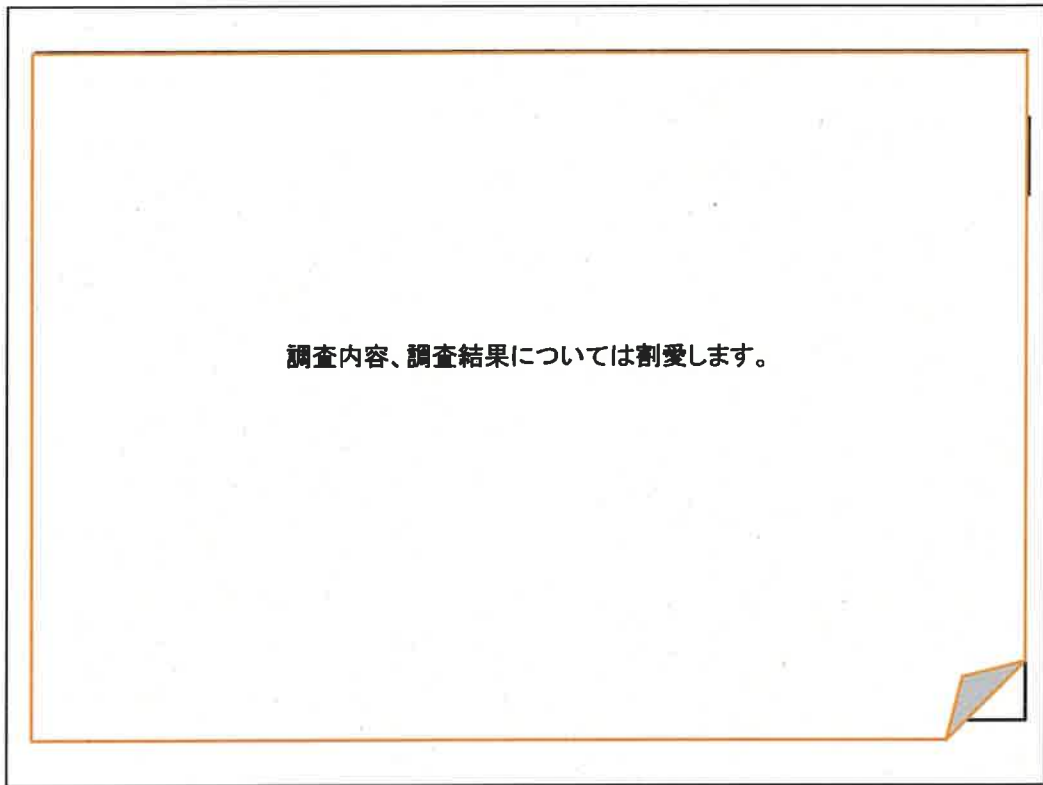
7 意識調査報告②

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)



(割愛)

身元調査については鳥取県では、参加者用資料①の16ページ・17ページにあるチラシなどで啓発を行っています。

わかりますか？ 身元調査で心まで

考えてみましょう 身元調査のこと、一人ひとりの人権のこと



自分は相手のことを知りたいだけ、選別するつもりはないのですが…



ただ知りたいだけというのであれば、再のために調査をするのでしょうか。調べようとする行為に差別意識が潜んでいるのです。調べた結果、選別や差別意識から相手に悪意をつけてしまったり、排除してしまったりすることになるのではないのでしょうか。



親として、子どもの幸せを願って身元調査することがなぜいけないのですか？



結婚は本人同士の場合により成立します。(民法第24条)
子どもを思う親の気持ちも、身元調査を正当化するものではありません。
幸せかどうかは子ども自身が決めることです。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地
鳥取県 総務部 人権・福祉 人権・両和対策課
電話(0857) 26-7073, 7074 ファクシミリ(0857) 26-8138
電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

平成29年9月改訂版

身元調査を しない させない 許さない!

差別意識や偏見に基づいて行われる
身元調査は人権侵害です。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを促すため、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



「差別や偏見に基づき結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は重大な人権侵害である」ということを訴えたチラシを作成し、啓発が行われています。

身元調査の中には、戸籍謄本、住民票の写し等を不正取得する事件も起こっています。

身元調査 お断り!

◆プライバシーの侵害になります

私たちは、人のことを知りたいという気持ちと同時に、自分のことを人に知られたくないという気持ちも持っています。

本人の知らないところで、本人にわからないように調べることや、身元調査に協力することはプライバシーの侵害にあたります。

◆差別行為につながるものです

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるという人権侵害につながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできない「出生」や「家庭環境」などで結婚や就職の際などに差別をすることは許されません。



個人情報の不正取得と「本人通知制度」

◆住民票の写し等の不正取得が発覚

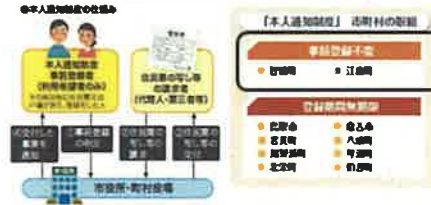
平成23年に東京の法務事務所の売買経営者らが、全国の市町村から戸籍の謄抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、犯罪などに利用されていた事件が発覚しました。この事件では、東京都の自治体からも35件の住民票の写し等が取得されていました。

この不正取得の背景には、相手に気づかれないように相手の身元を調べたことを調査会社等に依頼する人がいることが考えられます。

◆あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。当取組内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江戸町及び船橋市を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります。本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから不正取得を抑制する効果が期待されます。

【参考】とっとり人権情報誌「ふらっと」第27号(平成29年7月発行)記事の抜粋



(注1)川原町、琴浦町及び北栄町は、第三者から請求があったものうち不正な目的で利用されたことが明らかになった場合は、事前登録していなくても本人に通知します。
(注2)米子市及び琴浦町は、本人の代理人(本人の委任状を所持した者)へ交付した場合、事前登録していなくても本人に通知します。

こういった事件をうけて、各市町村では、住民票や戸籍の証明書の不正取得の抑止を目的として「本人通知制度」を実施しています。
参加者用資料①の18ページ及び19ページをご覧ください。

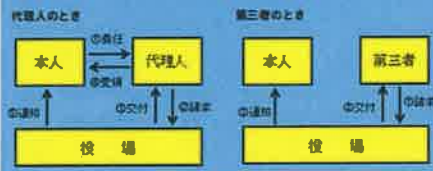
江府町の「本人通知制度」について

本人通知制度とは

住民票や戸籍の証明書を本人等ではない「代理人」や「第三者」に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知する制度です（証明書の取得を制限するものではありません）。

この通知を行うことにより、委任状の偽造による不正請求や、身元調査のための不正取得による権利侵害を防止する効果が期待できます。

*制度の図



対象となる方

- 江府町に住所（住民票簿）がある方
- 江府町に本籍がある方

平成25年1月1日から事前登録が不要となりました。町外に住所のある方も、本籍が江府町であれば対象となります。

通知は「住民票」または「戸籍/附票」に記載されている住所に送付されます。

- ただし、以下に該当する方は対象となりません。
- ・過去にあり、現在は住所、本籍ともに町外の方
 - ・死亡や失踪により、本人に通知ができません
 - ・異性虐待や国内転出により、国内に住所の登録がない方

対象となる証明書

- 本籍の記載のある住民票の写し
- 本籍の記載のある住民票の記載事項証明
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍謄本（全部事項証明、個人事項証明）
- 戸籍の記載事項証明（一部事項証明）

消滅された住民票（除票）や除かれた戸籍（除籍、戻戸籍）も含まれます。

ただし、以下の場合には通知されません。

- ・同じ世帯の方からの住民票の請求
- ・同一戸籍に記載のある方、配偶者、直系血親（父母、子ども）からの戸籍の請求
- ・国や地方公共団体からの公用請求
- ・法律で定める裁判や紛争処理手続のための請求

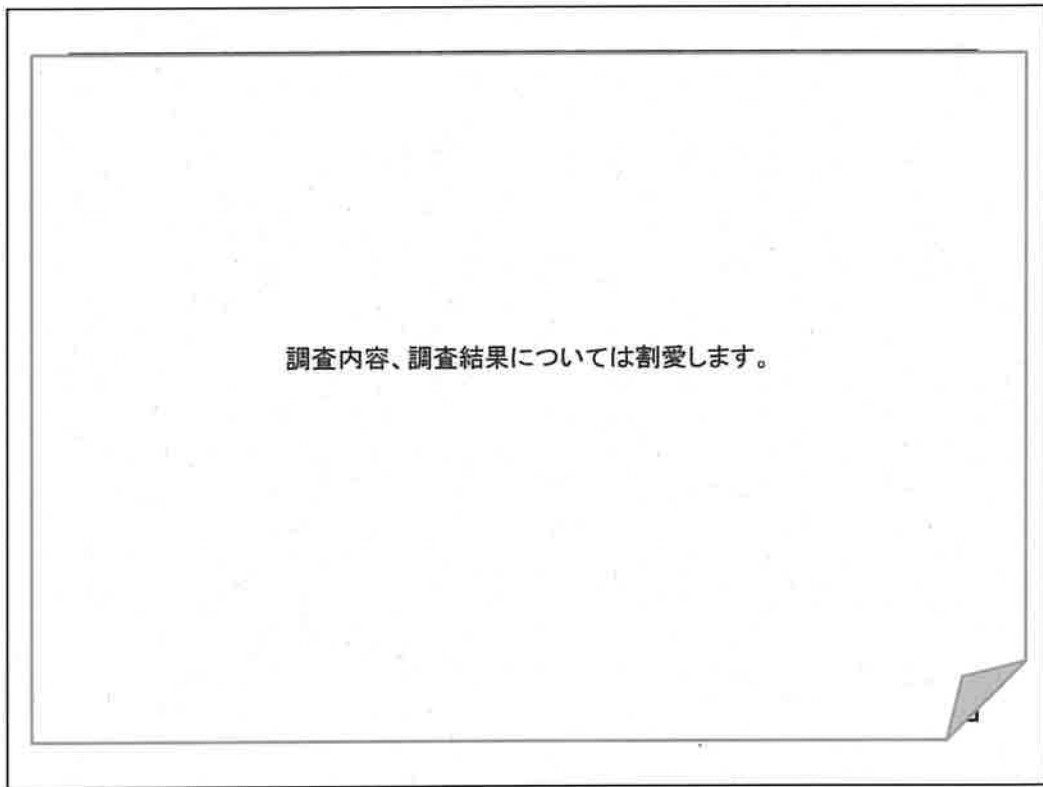
通知される内容

- 交付年月日
- 証明書の種類
- 交付回数
- 請求者の性別（代理人または第三者）

請求者の氏名や住所は通知されません。

通知の内容に該当がない場合には、開示請求をすることができます。ただし、開示される内容は「江府町個人情報保護条例」の規定の範囲内となります。

本人通知制度とは何かというと、住民票や戸籍の証明書を代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知する制度のことです。また、「本人通知制度」には事前登録型で更新手続きが必要なもの、事前登録型で更新の必要のないもの、登録をしなくてもその市町村に住所または本籍があれば通知されるものがあり、江府町では登録しなくても住所または本籍が江府町にあれば通知されるようになっています。通知が来た場合は、必ず目を通して確認をしてください。詳しくは、参考資料として18～19ページに『江府町の「本人通知制度」について』をつけていますので後程ご覧ください。



最後に住民の皆様の学習に対する意識について見ていきます。

(割愛)

今後も小地域懇談会をはじめ研修会などが開催されます。お誘いあわせの上ご参加いただき学習を深めていただければと思います。

最後に集落の代表の方にご挨拶をいただきたいと思います。

※アンケート記入をお願いしてください。